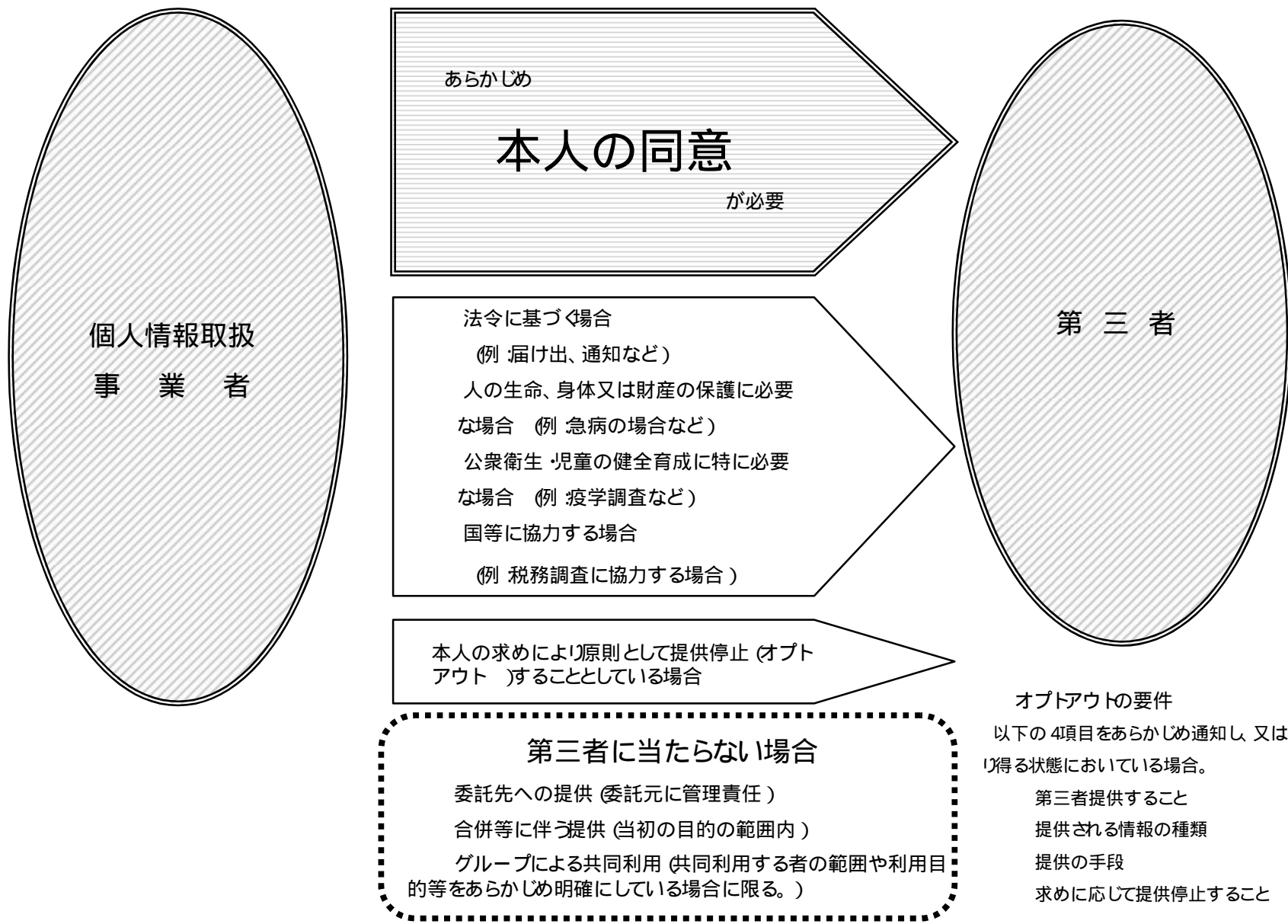


第三者提供制限の仕組みについて (第23条)



個人情報取扱
事業者

あらかじめ

本人の同意

が必要

第三者

法令に基づく場合

(例 届け出、通知など)

人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (例 急病の場合など)

公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合 (例 疫学調査など)

国等に協力する場合

(例 税務調査に協力する場合)

本人の求めにより原則として提供停止(オプトアウト)することとしている場合

第三者に当たらない場合

委託先への提供(委託元に管理責任)

合併等に伴う提供(当初の目的の範囲内)

グループによる共同利用(共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。)

オプトアウトの要件

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る状態においている場合。

第三者提供すること

提供される情報の種類

提供の手段

求めに応じて提供停止すること